

2022広島市販路拡大等チャレンジ応援事業

【公募要領】

(募集期間)

公募開始 : 2022年 3月25日 (金)
申請受付開始 : 2022年 4月11日 (月)
受付締切 : 2022年 5月20日 (金) [郵送: 締切日当日消印有効]

(申請書類の提出先・問い合わせ先)

〒730-0031

広島市中区紙屋町2丁目2番2号 紙屋町ビル3階

広島市販路拡大等チャレンジ応援金事務局

電話番号 082-542-2736

URL <https://hiroshima-challenge-ouen.jp>

◇ 申請書類は、郵送またはWEB申請によりご提出ください(持参は不可。WEB申請をする場合は郵送での提出は必要ありません)。郵送での申請の場合、着信連絡は行いませんので、追跡可能な形で提出をお願いします。

◇ 問い合わせの対応時間は、9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日除く)となります。

【申請サポートセンターについて】

利用時間は、10:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日除く。)ただし、5月14日(土)、5月15日(日)は開設します。

(広島市販路拡大等チャレンジ応援金事務局 申請サポートセンター)

利用期間: 2022年 4月1日(金)~5月20日(金)まで

〒730-0031

広島市中区紙屋町2丁目2番2号 紙屋町ビル8階

◇ 完全事前予約制です。以下のURLより予約ください。

◇ 利用は1事業者2回までとなります。

URL <https://hiroshima-challenge-ouen.jp>



(ご注意・ご連絡)

- ◎ 本応援金は、審査があり、不採択になる場合があります。事業遂行の際には、自己負担が必要となります。
- ◎ 申請の際、必須書類等の漏れにご注意ください。
- ◎ 提出先を誤ると受付を受理できませんので、お間違えのないようご注意ください。
- ◎ 本公募要領は、上記ホームページからダウンロードできます。

2022年3月

広島市販路拡大等チャレンジ応援実行委員会

〔目 次〕

◎2022広島市販路拡大等チャレンジ応援事業	1
スキーム	2
I. 本事業について	3
1. 事業の目的	3
2. 支給対象者	3
3. 対象事業	4
4. 対象経費	5
5. 支給率等	8
6. 申請手続	8
7. 採択審査	9
8. 事業実施期間等	11
9. 事業者の義務	11
10. その他	12
II. 申請書の様式	14

◎ 2022 広島市販路拡大等チャレンジ応援事業

中小企業者等（注1）が、事業計画を作成し、その計画に沿って販売促進・販路開拓等に取り組む費用の4/5を支給します。支給上限額：100万円。

なお、応募およびその後の申請手続きにおいては、郵送方式のほか、WEB申請の利用が可能となっています。

（注1）本事業における中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する者等をいいます。具体的には、資本金又は従業員数が下表に該当する中小企業、従業員数が下表に該当する中小企業組合・個人事業者をいいます。（下表の資本金、従業員数のいずれかを満たす事業者）

業 種	資本金	従業員数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

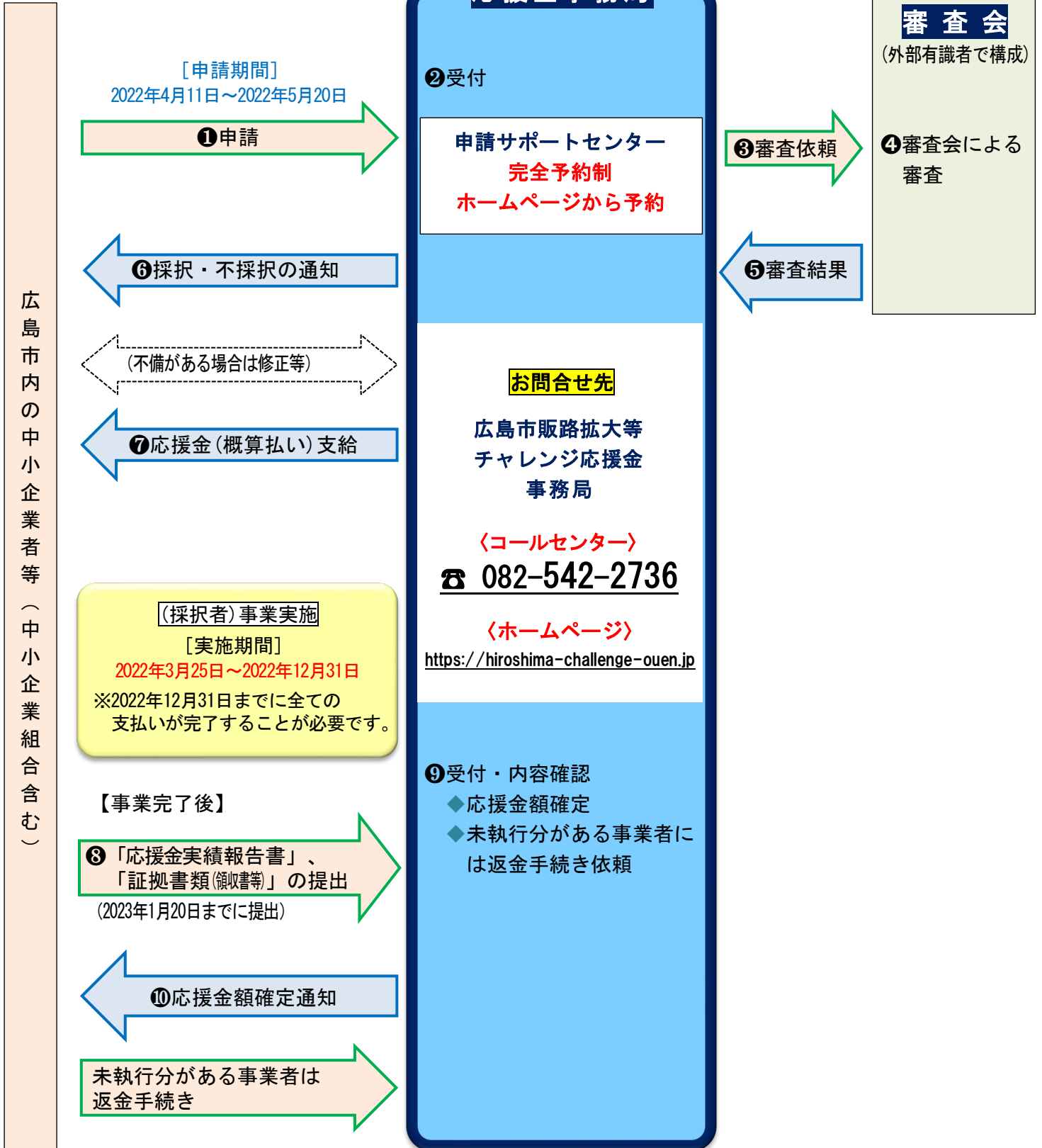
※応援金の採否については、基礎審査（必要な提出書類がすべて提出されているか、公募要領に定めた各要件に合致しているか、など）のほか、事業計画の有効性などの観点から審査します。

※小規模事業者（注2）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、少人数による厳しい経営が続く中、事業の維持・継続を図りながら、限られた経営資源の中で事業計画を策定しなければならないことから、応援する必要性が高いと判断し、加点措置があります。

（注2）小規模事業者の定義

業 種	従業員数
① 製造業、宿泊業、娯楽業、その他の業種（②を除く）	20人以下
② 卸売業・小売業・サービス業	5人以下

2022 広島市販路拡大等チャレンジ応援事業のスキーム



1. 本事業について

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、市内中小企業者等の売上は大きく落ち込んでおり、感染症収束の見通しが立たない中で、現下の厳しい状況を乗り越えるべく、事業計画を策定、販売促進・販路拡大の取組を促すことで、市内中小企業者等の事業維持・継続を図ることを目的とします。

本事業は、事業の維持・継続に向けた販売促進・販路拡大に向けた事業計画に基づく、市内中小企業者等の取組を応援するため、それに要する経費の一部を支給するものです。

2. 支給対象者

本応援金の支給対象者は、(1) から (5) に掲げる要件をいずれも満たす広島市内に事業所を有する中小企業者等であることとします。

(1) 中小企業者等であること

本事業における中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する者等をいいます。具体的には、資本金又は従業員数が下表に該当する中小企業、従業員数が下表に該当する中小企業組合・個人事業者をいいます。(下表の資本金、従業員数のいずれかを満たす事業者)

業 種	資本金	従業員数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

また、支給対象者の範囲は以下のとおりです。

対象となりうる者	対象にならない者
<ul style="list-style-type: none">・会社 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社)・協同組合等の中小企業組合 (商店街振興組合を除く)・個人事業主	<ul style="list-style-type: none">・医師、歯科医師、助産師・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人・宗教法人・学校法人・農事組合法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人 (NPO法人)・商店街振興組合・申請時点で開業していない創業予定者・任意団体等

- (2) 広島市内で事業を営んでいること。
- (3) 反社会的勢力排除に関する誓約事項のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 前回の広島市販路拡大等チャレンジ応援金を支給されていない者であること。
- (5) 次の①～⑤のいずれかに該当しない者であること。（該当する者は、大企業とみなして対象者から除きます（みなし大企業））。
- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 資本金及び従業員数がともに中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する数字を超える場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。

3. 対象事業

支給対象となる事業は、次の（1）及び（2）に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。

- (1) 策定した「事業計画」に基づいて実施する販売促進・販路拡大のための取組であること。
- ・ 本事業は、事業の維持・継続に向けた事業計画に基づく、中小企業者等の販路開拓等の取組を支援するものです。
 - ・ 開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず海外市場も含むことができるものとします。また、消費者向け、企業向け取引のいずれも対象となります。
 - ・ 開業したばかりの事業者が行う、集客・店舗認知度向上のためのオープンイベント等の取組も対象となります。
 - ・ 本事業の完了後、概ね1年以内に売上げにつながることが見込まれる事業活動（＝早期に市場取引の達成が見込まれる事業活動）とします。

<対象となり得るの取組事例>

*事業計画書（様式2）の<計画の内容>の「3.今回の申請計画で取り組む内容」に記載いただく取組イメージです。

人件費

- ・ 広報用HP作成従事者の賃金
 - ・ オンライン受注システム開発に係る人件費
- ※「業務日報・賃金台帳」の整備が必要。

事業費

- ・ 新商品をPRするための自社ホームページの作成
- ・ 新たな販促用チラシの作成、送付
- ・ 新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ・ 売上拡大につながる店舗改装
- ・ 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加

委託費

- ・ ネット販売システムの構築（システム会社へ委託）
 - ・ 店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）
- ※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可。

(2) 以下に該当する事業を行うものではないこと。

- ・ 国・県・市が助成（国・県・市から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業
- ・ 本事業の完了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれない事業
例) 機械を導入して試作品開発を行うのみであり、本事業の取組が直接販売の見込みにつながらない、想定されていない事業
- ・ 事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でない認められるもの
例) マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等

4. 対象経費

(1) 対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 公募開始日（2022年3月25日）以降に発生（発注）し対象期間中に支払が完了した経費
- ③ 証拠資料※等によって支払の事実が確認できる経費
※業務日報、賃金台帳、領収書、支払った証跡、購入物の写真や使用簿等

なお、経費項目は、人件費、事業費、委託費に分類する必要があります。

(2) 対象となる経費の適用期間について

対象となる経費は、事業期間中に、「販売促進・販路拡大の取組」を実施したことに要する費用の支出に限られます。事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業取組が対象期間外であれば、当該経費は対象にできません。事業実施期間中に実際に使用し、事業計画に記載した取組をしたという実績報告が必要となります。

例：①機械装置等を購入したものの、事業完了までに当該機械装置等を使用して事業計画に記載した販路開拓等の取組を行っていない場合（当該機械装置等を使用して販路開拓等の取組を行った旨の記載が実績報告書に無い場合も含まれます。以下同様。）には、当該機械装置等の購入費は対象にできません。

②ホームページの作成をしたものの、事業完了までにホームページを公開して販路開拓等の取組を行っていない場合や、新聞・雑誌等への広告掲載契約を締結し、広告掲載料を支払ったものの、事業完了までに広告掲載した新聞・雑誌等の発行による広報がされない場合も、当該経費は対象にできません。

(3) 経費の支払方法について

対象経費の支払方法は銀行振込を原則としてください（現金による支払いを不可としませんが必要最低限にしてください）。小切手・手形による支払いや相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

クレジットカードによる支払は対象期間中に口座からの引き落としが確認できる場合のみ認められます。（購入品の引き取りが対象期間中でも、口座からの引き落としが対象期間外であれば、対象外経費となります。また、分割払い・リボルビング払いにより、事業期間中に支払が完了しない物品購入も対象外です。）

決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）を利用した場合は対象外となります。

なお、代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、①上記のクレジットカード払い時のルール（対象期間中に口座からの引き落としが確認できることが必要）、および、②事業者と立替払い者間の精算（立替払い者への立て替え分の口座への振込支払い）が対象期間中に行われること、の双方を満たさなければなりません。

(4) 電子商取引等について

インターネット広告の配信等において電子商取引を行う場合でも、上記（1）③のとおり「証拠資料等によって支払の事実が確認できる経費」のみが対象となります。

取引相手先によく確認し、適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。

実際に経費支出を行っていたとしても、証拠書類が取得できない等の場合には、対象にできません。

また、いわゆる電子マネーでの支払いをしようとする場合でも、事業者からの支出であることに加え、上記と同様、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができるものであることが必要です。

(5) 対象とならない経費について

基本的に販売促進・販路拡大に資する取り組みに係る経費全般が対象となりますが、次に掲げる経費については対象外になります。

① 基礎的な運営経費（事務所経費等）

例) 通常業務に従事させるための人件費やアルバイト代、既存の事務所賃料、文房具等の事務用品等の消耗品代、商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告・名刺、フランチャイズ本部が作製する広告物の購入、パスポート取得料、自家用車等のガソリン代、既存事業における商品在庫の廃棄・処分費用、消耗品の処分費用、自己所有物の修繕費

② 商品の仕入れ等に係る経費

例) 販売・リース・有償レンタル目的で仕入れた機械装置等、試供品（販売用商品と同じものを試供品として用いる場合）、実際に販売する商品を生産するための原材料の購入（開発・試作は除く）、デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷・購入

③ 本事業との関連性が希薄な経費

例) 用途が明確でない機器類（自動車、パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・電話機・家庭および一般事務用ソフトウェア等）、単なる取替え更新であって新たな販路開拓につながらない機械装置等、単なる古い機械装置等の撤去・廃棄費用、販促品（商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合）、視察・セミナー等参加のための旅費

④ 他の補助金等と重複する経費

例) 国・県・市（国・県・市から受けた補助金等により実施する場合を含む）により出展料の一部助成を受ける場合の出展料

⑤ 社会通念上、事業用途の経費として過剰と認められる経費

例) グリーン車・ビジネスクラス等の付加料金分、朝食付き・温泉入浴付き宿泊プランにおける朝食料金・入浴料相当分、市場調査の実施にともなう記念品代・謝礼等

5. 支給率等

2022年広島市販路拡大等チャレンジ応援事業に係る支給率等は以下のとおりです。

支給率	補助対象経費の5分の4以内
支給上限額	100万円（申請時の対象経費の5分の4を上限とします）

(注) 支給を受けた応援金については、原則として、融資のように返済の必要がありません。(ただし、事業完了後の処分制限財産の処分による応援金の全部または一部相当額の納付等が必要となる場合があるほか、事後の会計検査院等による実地検査の結果、応援金返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。)

6. 申請手続

前回、不採択の事業者は、評価内容を確認することができます。今回の申請の参考にしてください。希望する事業者は応援金事務局までメールまたは電話でお問い合わせください。※評価内容の確認可能期間：2022年3月25日（金）～2022年5月20日（金）まで。

(1) 受付締切と手続きの流れ

公 募 開 始：2022年 3月25日（金）

申請受付開始：2022年 4月11日（月）

受 付 締 切：2022年 5月20日（金） [郵送：締切日当日消印有効]

【応援金申請の基本的な手続きの流れ】

①以下のURLから公募要領、様式等をダウンロードしてください。

<https://hiroshima-challenge-ouen.jp>

②「申請書」「事業計画書」「経費内訳書」（様式1・2・3）を作成してください。

③受付締切までに、提出物を全て揃え、広島市販路拡大等チャレンジ応援金事務局まで郵送またはWEB申請により提出してください。(持参での申請は受け付けません。WEB申請する場合は郵送での提出は必要ありません。)

(2) 申請書の提出先・問い合わせ先

〒730-0031

広島市中区紙屋町2丁目2番2号 紙屋町ビル3階

広島市販路拡大等チャレンジ応援金事務局

電話番号 082-542-2736

◇問合せ対応時間:9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日除く）

◇提出先を誤ると受付を受理できませんので、お間違えのないようご注意ください。

(3) ■郵送の場合（提出資料）

以下の資料を「広島市販路拡大等チャレンジ応援金事務局」に提出してください。

- ・ 広島市販路拡大等チャレンジ応援金に係る申請書（様式1）
- ・ 事業計画書（様式2）
- ・ 経費内訳書（様式3）
- ・ 確定申告書の写し（法人：別表一及び別表二※法人税の確定申告書、個人：第一表）又は開業届等の写し（法人：登記事項証明書、個人：開業届）
- ・ 通帳コピー（表紙、見開きのページ）
 - * 確定申告書の写しについては、税務署の收受日付印のある直近のものを提出してください。また、確定申告をe-Taxにより電子申告した場合は「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを提出してください。
 - * 新規開業に伴い、最初の決算期が到来していない事業者は、開業届等の写し（税務署の收受日付印のあるもの）を提出してください。（決算期が到来済みの事業者は、開業届等の写しは提出書類となりません。）

■WEB申請の場合（提出資料）

WEBサイトに沿って、手続きを行ってください。

なお、必要に応じて追加資料の提出および説明を求められることがあります。また、申請書類等の返却はいたしません。

- * マイナンバー（12桁の個人番号）の提供は不要のため、提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。
- * 申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。

(4) 応募件数

同一事業者からの応募は1件とします。

- * 代表者が同じ複数の法人で同一事業に申請することや、同一の個人が個人事業者として、かつ代表を務める法人等で同一事業に申請することはできません。
- * 複数の屋号を使用している個人事業者も応募は1件のみです。

7. 採択審査

(1) 採択審査方法

応援金の採択審査は、提出資料について、「表1：審査の観点」(P.10 参照)に基づき、有識者等により構成される審査会において行います。

採択審査は非公開で提出資料（電子データ含む）により行います（提案内容に関するヒアリングは実施しません。）ので、不備のないよう十分ご注意ください。

※前回の広島市販路拡大等チャレンジ応援金を支給された事業者は申請できません。

（前回と異なる事業計画であっても申請不可となります）

(2) 結果の通知

応募事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知します。

採択案件については、事業者名、代表者名、事業名、事業概要、住所、業種および
応援金申請額を公表することがあります。

※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(3) 応援金の支給

採択通知を送付した事業者には、通知後2週間以内を目途に、概算払いで応援金申
請額の全額を申請書に記載された金融機関の口座に入金します。

※口座名義等はお間違えのないようご記入ください。

(4) その他

同一事業者が同一内容で本制度以外の国・県・市の補助事業や委託事業等と併願して
いる場合には、不合理な重複および過度な集中を排除するため、重複して採択いたしま
せんのでご注意ください。

提出先を誤ると受付を受理できませんので、お間違えのないようご注意ください。

小規模事業者については、加点措置があります。

表1：審査の観点

1.適否判定審査

次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格とし、
その後の審査を行いません。

- ① 中小企業基本法第2条の規定に基づき、資本金又は従業員数が一定規模以下の中小企
業、従業員数が一定規模以下の中小企業組合・個人事業者であること。
- ② 事業所が広島市内にあり、広島市内で実施する事業であること
- ③ 特定の政党、宗教を利する事業でないこと
- ④ 事業の内容が、資金決済に関する法律、食品衛生法、風俗営業等の規制及び業務の適
正化に関する法律及びその他の関係法令に抵触しないこと
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営
業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」に該当する事業でないこと
- ⑥ 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、広島
県暴力団排除条例の規定による公表が行われている者又は暴力団員による不当な
行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が
含まれていないこと

II.事業評価審査

事業計画書について、以下の項目に基づき審査を行い、総合的な評価が高いもの且つ全ての項目において一定の基準を満たしたものを採択します。

①事業計画の有効性

- ◇ 事業計画は具体的で、当該事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。
- ◇ 販売促進・販路拡大に資するものとして、次年度以降の事業継続に必要なかつ有効な事業計画となっているか。
- ◇ 事業計画にコロナ禍ならではの創意工夫の特徴があるか。

②積算の透明・適切性

- ◇ 事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。
- ◇ 応援金の支給額に対し、費用対効果が十分であるか。

8. 事業実施期間

事業実施期間：公募開始日から実施期限（2022年12月31日（土））まで

9. 事業者の義務

本事業の採択となった事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

①事業計画内容や経費の配分変更等

採択決定を受けた後、事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合、または事業を中止（一時中断）、廃止（実施取りやめ）や他に承継させようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

②応援金実績報告書の提出

事業を完了したときは、応援金実績報告書を、事業完了後20日以内又は2023年1月20日（金）のいずれか早い日までに提出しなければなりません。応援金事務局において、実施した事業内容の審査と経費内容の確認（領収書等）等により応援金の額を確定した後、未執行があれば返金していただきます。

なお、応援金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

③対象事業の経理

事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

10. その他

- ①事業を実施することにより産業財産権が発生した場合、その権利は事業者に帰属します。
- ②原則として、事業完了後の応援金額の確定にあたり、対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は対象外となります。
- ③事業完了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により応援金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ④事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、応援金返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。
また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択取消や支給済み応援金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。
- ⑤自社内で調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。当該調達品の製造原価を構成する要素であっても、対象経費に該当しないものは対象経費として計上できません。
- ⑥応援金事務局が要件確認等のために、追加で書類の提出を求めることがあります。その結果、申請要件等を満たしていないことが判明した場合には、採択決定の取消し等を行うことがあります。
- ⑦申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。
- ⑧申請に当たり、「様式1（申請書）」の本文において、以下の「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に誓約いただくことを応募時の必須条件としております。申請前に内容をご確認ください。

【反社会的勢力排除に関する誓約事項】

当社（個人である場合は私）は、応援金の支給の申請をするにあたって、また、事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2)暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員

に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。)

(4)暴力団関係企業 (暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。)

(5)総会屋等 (総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

(6)社会運動等標ぼうゴロ (社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

(7)特殊知能暴力集団等 (暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がり有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。)

(8)前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること

ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること